

宮崎県と県内全市町村からの重要なお知らせです。

宮崎県内の全市町村は、個人住民税等の特別徴収を徹底するため、次の取組を実施しています。

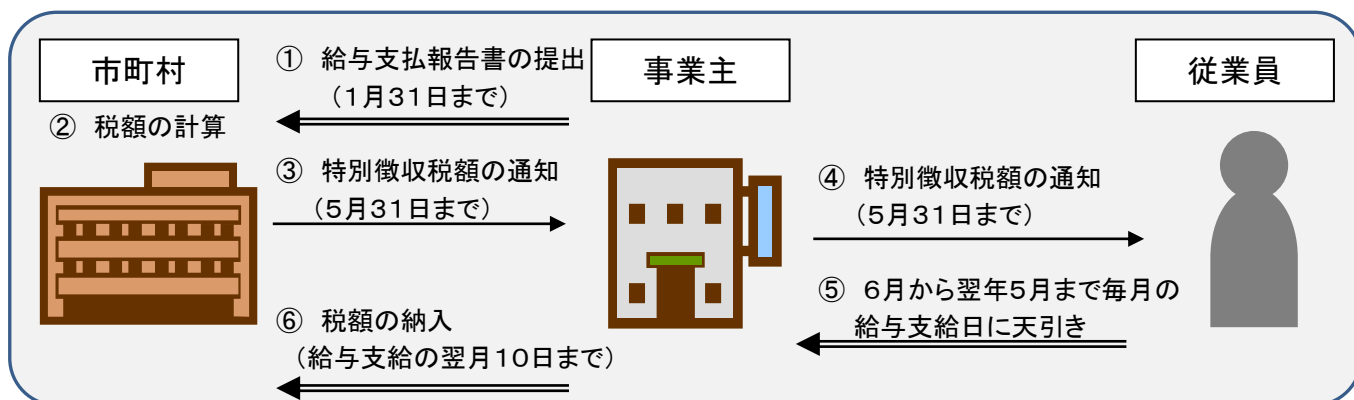
- ① 原則、特別徴収未実施の**全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定**させていただきます。
- ② 既に特別徴収を実施されている事業主の方も、一部の従業員の方が普通徴収とされている場合、その方についても特別徴収させていただきます。

■ 個人住民税等の特別徴収とは、事業主（給与支払者＝特別徴収義務者）の方が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員（給与所得者＝納税義務者）の方に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）＋森林環境税（国税）を天引きして、従業員の方がお住まいの市町村に納入していただく制度で、地方税法及び各市町村の条例で定められています。

特別徴収の方法による納税の仕組み

毎年5月に事業主の方あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに合計額を各従業員の方の住所地の市町村へ納付していただきます。

※ 所得税のように税額を計算する必要はありません。



【特別徴収は、従業員の皆様にとって大きなメリットがあります。】

- 毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが毎期ごとに金融機関に支払に向く手間を省くことができます。
- 1年分の税額を年12回に分けるため、1回当たりの負担が少なくなります。
(従業員の方が直接納める普通徴収は年4回)

個人住民税等の特別徴収

Q & A

Q どのような場合に特別徴収をしなければなりませんか？

A 従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。

Q 従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか？

A 家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、パート、アルバイト、役員等全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- ・ 支給期間が1か月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

Q 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

A 従業員数にかかわらず、特別徴収の義務があります。ただし、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

Q 従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっていますか…

A 事業主（＝給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

Q 従業員から普通徴収で納めたいと言われましたが…

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。

【お問合せ先】

- 特別徴収の手続については、各市町村の住民税担当課まで
- 特別徴収の制度については、宮崎県 総務部 税務課(電話0985-26-7020)
市町村課(電話0985-26-7023)

* 詳しくは、ホームページでご確認ください。

宮崎県 特別徴収

で

検索



* このチラシは、既に特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。